

計画の期間

第3期障がい者計画に関しては令和3年度から令和8年度までの6年間

第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画に関しては令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間と定めます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3期障がい者計画					
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		

●障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

●障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画として、福津市における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい者計画が障がいのある人のための施策に関する基本的計画であるのに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

●障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20の規定に基づく市町村障害児福祉計画として、福津市における障害児通所支援、障がい児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及びに関して定める計画です。

障がい福祉計画と同様に、本計画は障害児通所支援等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。